⑵　説明書等の交付期間、場所及び方法
１）電子入札システムにより交付する。交付期間は公示日から技術提案書提出期限の日の前日までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、９時00分から17時00分まで。
２）やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない本選定の参加希望者に対しては、記録媒体（ＣＤ－Ｒ等）より電子データを交付するので、８⑴にその旨連絡すること。
⑶　参加表明書の提出期限等
提出期限：平成28年１月19日16時00分
提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限必着。以下「持参等」という。）により上記８⑴に提出するものとする。
⑷　技術提案書の提出期限等
提出期限：平成28年３月９日16時00分
提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参等により８⑴に提出するものとする。
９　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　契約保証金　免除。
⑶　契約書作成の要否　要。
⑷　当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。
⑸　関連情報を入手するための照会窓口　８⑴に同じ。
⑹　詳細は説明書による。
10　Summary
⑴　Classification of the services to be procured : 42
⑵　Subject matter of the contract : Chokaidam environmental impact assessment consideration business
⑶　Time-limit to express interests by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 19 January 2016
⑷　Time-limit for the submission of proposals by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 9 March 2016
⑸　Contact point for documentation relating to the proposal : ChokaiDam Construction Office, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 32―1 Sakurakouji, Yurihonjo-shi, Akita-ken 015―0074 Japan TEL : 0184―23―5120 FAX : 0184―23―5451

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

鳥海ダム環境影響評価検討業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
平成28年１月７日
東北地方整備局長　川瀧　弘之
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04
１　業務概要
⑴　業務名　鳥海ダム環境影響評価検討業務
⑵　業務内容　本業務は、子吉川水系の鳥海ダム事業において、環境影響評価法に基づく手続きを進めるにあたり必要な検討や資料作成等を行うものである。
⑶　履行期限　履行期間は以下の期間を予定している。契約締結日の翌日から平成29年３月29日
２　申請の時期
平成28年１月７日から平成28年１月19日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）。なお、平成28年１月20日以降当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。
３　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、東北地方整備局ホームページ（http://www.thr.mlit.go.jp）から入手するものとする。
⑵　申請書の提出方法及び提出場所　申請者は、申請書に鳥海ダム環境影響評価検討業務設計共同体協定書（４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
提出場所　〒980―8602 宮城県仙台市青葉区本町三丁目３番１号仙台合同庁舎Ｂ棟　国土交通省東北地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話022―225―2171㈹
⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
４　設計共同体としての資格及びその審査
次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年10月１日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成26年10月１日付け公示」という。）６（測量・建設コンサルタント等業務）の⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。
⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。
①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
②　東北地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成27・28年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
③　東北地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けていないこと。
④　平成26年10月１日付け公示５（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。
⑵　業務形態
①　構成員の分担業務が、業務の内容により、鳥海ダム環境影響評価検討業務設計共同体協定書において明らかであること。
②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、鳥海ダム環境影響評価検討業務設計共同体協定書において明らかであること。
⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、鳥海ダム環境影響評価検討業務設計共同体協定書において明らかであること。
⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙１に示された「鳥海ダム環境影響評価検討業務設計共同体協定書」によるものであること。
５　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い
４⑴②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、４⑴②の認定を受けていない構成員が４⑴②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、４⑴②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに４⑴②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。
６　資格審査結果の通知
「競争参加資格認定通知書」により通知する。
７　資格の有効期間
６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。
８　その他
⑴　設計共同体の名称は、「鳥海ダム環境影響評価検討業務△△・××設計共同体」とする。
⑵　当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時において、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））」（平成28年１月７日付け分任支出負担行為担当官東北地方整備局鳥海ダム工事事務所長）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。